

介護給付適正化保険者支援事業にかかる医療突合 支援業務（後期高齢者医療分）の実施について

本会が実施している医療突合支援業務は、平成 26 年 10 月より介護保険者から委託を受けて実施しており、国民健康保険分のみを対象とさせていただいておりましたが、平成 31 年 4 月処理分から後期高齢者医療分についても実施することといたしましたので、お知らせいたします。